

●危険物等取扱責任者(更新)の手続き

危険物等取扱責任者の資格認定の有効期間は5年です。要件を満たせば、いつでも更新できます。

ただし、手続きをする時期によって、更新後の有効期間の起算日が異なりますので、ご留意ください。

・有効期間満了前6月以内に手続き → **現有資格の有効期限の翌日から起算して5年間**

・有効期間満了前6月より以前に手続き → **申請日から5年間**

※有効期間を経過すると、いかなる場合であっても**更新できません**ので、ご注意ください。

◆ 更新要件 資格の区分毎に次のいずれかの要件に適合すること

- 一 有効期間が満了する日以前5年以内に船員法施行規則9号表及び10号表下欄に規定する経験を有すること。**(資格に対応した乗船履歴3ヶ月)**
- 二 有効期間が満了する日以前5年以内に消火、タンカーの安全の確保、海洋汚染の防止等に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。**(更新講習)**

◆ 提出書類及び提示書類

①[危険物等取扱責任者資格認定更新申請書 記載例はこちら](#)

②船員手帳

③更新要件を満たすことを証する書類(船員手帳、講習修了証等)

(更新) [【甲種】教育訓練実施証明書](#)

[【乙種】告示に定める能力基準を満たすことの証明書](#)